

保護者各位

インフルエンザによる出席停止の通知書

高崎商科大学附属高等学校
校長 安齊 義 宏

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「**インフルエンザにおける療養報告書**」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、別紙「登校許可証明書」の提出が必要となりますので、医師に記入していただき提出してください。こちらの報告書の提出は不要です。）

.....

学校長 様

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書

科 年 組 番 氏名

- 1 診断を受けた医療機関名： _____
- 2 診断日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日 ： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日 ： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____ 印